変更前	変更後
第3条 用語の定義	第3条 用語の定義
	(中略)
	(23) 容量拠出金
	電力の安定供給のために、毎月、当社から電力広域的運営推進機関
	に支払うよう義務付けられた金額をいいます。_
	(24) 容量拠出金相当額
	容量拠出金を、需要者の使用電力量に応じて電気料金に反映するた
	めに、本約款の規定に従い算出され、当社からお客さまに請求され
	る金額をいいます。
	(25) 差額調整金
	各月において電力広域的運営推進機関が実際に当社に請求した容量
	拠出金の額と、その月に当社が電気を供給するすべての需要者に請求
	した容量拠出金相当額の合計に差額があった場合に、当該差額を調整
	するため翌月の容量拠出金相当額の算定にあたり加算又は減算され
	る金額をいいます。
第 12 条契約種別および電気料金	第 12 条契約種別および電気料金
契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本契約で個別に定める事	契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本契約で個別に定める事
項および別表 4 (契約種別および電気料金等) に定めるところによります。	項および別表 5 (契約種別および電気料金等) に定めるところによります。
第 16 条料金の算定および日割計算	第 16 条料金の算定および日割計算
(中略)	(中略)
3 当社は、1 (1) および (2) の場合、以下により料金を算定します。	3 当社は、1 (1) および (2) の場合、以下により料金を算定します。
(1) 基本料金または最低料金は、別表 4(契約種別と電気料金等) 6 によ	(1) 基本料金または最低料金は、別表 5(契約種別と電気料金等) 6 によ
り日割計算をします。	り日割計算をします。
(2)電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量に応じ	(2)電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量に応じ
て、別表 4(契約種別と電気料金等) 6 により日割計算をします。	て、別表 5(契約種別と電気料金等) 6により日割計算をします。

変更前	変更後
(以下略)	(以下略)
第 17 条 料金の支払義務、支払方法および支払期日	第 17 条 料金の支払義務、支払方法および支払期日
(中略)	(中略)
8 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社	8 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社
は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料	は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料
金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および	金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および
その消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%(閏年の日を	その消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%(閏年の日を
含む期間についても、365日当たりの割合とします。)の延滞利息を	含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)の延滞利息を
お客さまから申し受けます。 <u>なお、消費税等相当額の単位は、1円と</u>	お客さまから申し受けます。
し、その端数は切り捨てます。	
第30条 お客さまによる電気需給契約の解約	第30条 お客さまによる電気需給契約の解約
(中略)	(中略)
3 1に基づくお客さまからの申出により、需給開始日以降2年目の日以	3 1に基づくお客さまからの申出により、需給開始日以降2年目の日以
内に需給契約を終了される場合には、別表 5とに定める解約手数料を申	内に需給契約を終了される場合には、別表6に定める解約手数料を申
し受けます。	し受けます。
4 1に基づくお客さまからの申出により需給契約を終了される場合、契	4 1に基づくお客さまからの申出により需給契約を終了される場合、契
約終了時点で別表 4上にもとづく分割支払金が完済されていないとき	約終了時点で別表 <u>5</u> にもとづく分割支払金が完済されていないとき
は、お客さまは、別表 <u>5-</u> の定めに従いこれを一括で支払うものとしま	は、お客さまは、別表 <u>6</u> の定めに従いこれを一括で支払うものとしま
す。	す。
第36条 個人情報の取扱いについて	第36条 個人情報の取扱いについて
お客さまは、本契約のお申し込みにあたり、当社の「個人情報保護方	お客さまは、本契約のお申し込みにあたり、当社の「個人情報保護方
針」および「個人情報の取扱いについて」(URL:	針」および「個人情報の取扱いについて」(URL:
https://www.startia.co.jp/privacy/)ならびに別表 <u>&amp;</u> の「小売電気事	https://www.startia.co.jp/privacy/)ならびに別表 <u>7</u> の「小売電気事
業における個人情報の共同利用について」に同意するものとします。	業における個人情報の共同利用について」に同意するものとします。
2020年5月1日 制定	2020年5月1日 制定
2020 年 8 月 15 日 改訂	2020 年 8 月 15 日 改訂

変更前	変更後
2021年3月1日 改訂	2021年3月1日 改訂
2021年6月29日 改訂	2021年6月29日 改訂
2021 年 8 月 1 日 改訂	2021年8月1日 改訂
2022 年 1 月 1 日 改訂	2022年1月1日 改訂
	2024年3月2日 改訂

変更前

別表1再生可能エネルギー発電促進賦課金

(中略)

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、3に定めるその1月の使用電力量に1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その 端数は切り捨てます。

5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4にかかわらず、4によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

変更後

別表1再生可能エネルギー発電促進賦課金

(中略)

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、3に定めるその1月の使用電力量に1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。

5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4 にかかわらず、4 によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いた金額とします。

変更前	変更後
別表 2 燃料費調整	別表 2 燃料費調整
(中略)	(中略)
	(4) 係数
	係数は、0から1の間で当社が任意に定める数値とします。
(4) 燃料費調整額	( <u>5</u> ) 燃料費調整額
燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料
費調整単価を適用して算定します。ただし、最低料金を設定する契約種別	費調整単価を適用し、(4)によって定めた係数を乗じて算定します。た
については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調	だし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量まで
整単価とします。	は、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。
別表 3 電源調整費	別表 3 電源調整費
別表4(契約種別および電気料金等)にもとづき料金に加減される電源調	別表 5 (契約種別および電気料金等) にもとづき料金に加減される電源調
整費の算定方法、ならびに算定に用いられる調達単価、還元基準値および	整費の算定方法、ならびに算定に用いられる調達単価、還元基準値および
追加請求基準値を、以下のとおり定めます。	追加請求基準値を、以下のとおり定めます。
(中略)	(中略)
2. 還元基準値及び追加請求基準値	2. 還元基準値及び追加請求基準値
(1) 調達単価が還元基準値未満の場合	(1) 調達単価が還元基準値未満の場合
一般送配電事業者の供給区域ごとに、下表のとおり還元基準値を	一般送配電事業者の供給区域ごとに、下表のとおり還元基準値を

一般送配電事業者の供給区域ごとに、下表のとおり還元基準値を 定めます。当月の調達単価が還元基準値未満の場合、当社は、お 客さまの各契約種別の料金から電源調整費(還元)を差し引きま す。

供給区域	還元基準値
北海道電力エリア	<del></del>
東北電力エリア	<del>_</del> 円/kWh
東京電力エリア	<del>_</del> 円/kWh
中部電力エリア	6 円/kWh

一般送配電事業者の供給区域ごとに、下表のとおり還元基準値を 定めます。当月の調達単価が還元基準値未満の場合、当社は、お 客さまの各契約種別の料金から電源調整費(還元)を差し引きま す。

供給区域	還元基準値
北海道電力エリア	<u>5</u> 円/kWh
東北電力エリア	<u>6</u> 円/kWh
東京電力エリア	<u>6</u> 円/kWh
中部電力エリア	6 円/kWh

	変更前
北陸電力エリア	6 円/kWh
関西電力エリア	<del>6</del> 円/kWh
中国電力エリア	<del>6</del> 円/kWh
四国電力エリア	<del>6</del> 円/kWh
九州電力エリア	<u>6</u> 円/kWh

## (2) 調達単価が追加請求基準値以上の場合

一般送配電事業者の供給区域ごとに、下表のとおり追加請求基準 値を定めます。当月の調達単価が追加請求基準値以上の場合、当 社は、お客さまの各契約種別の料金に電源調整費(追加請求)を 加算します。

供給区域	追加請求基準値
北海道電力エリア	<u>12.5</u> 円/kWh
東北電力エリア	<u>12.5</u> 円/kWh
東京電力エリア	<u>12.5</u> 円/kWh
中部電力エリア	<u>12</u> 円/kWh
北陸電力エリア	<u>12</u> 円/kWh
関西電力エリア	<u>12</u> 円/kWh
中国電力エリア	<u>12</u> 円/kWh
四国電力エリア	<u>12</u> 円/kWh
九州電力エリア	<u>12</u> 円/kWh

(中略)

# 3. 電源調整費の算定

(中略)

(3) 電源調整費の算定にあたり生じた端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

北陸電力エリア	6 円/kWh
関西電力エリア	<u>5</u> 円/kWh
中国電力エリア	<u>5</u> 円/kWh
四国電力エリア	<u>5</u> 円/kWh
九州電力エリア	<u>5</u> 円/kWh

### (2) 調達単価が追加請求基準値以上の場合

一般送配電事業者の供給区域ごとに、下表のとおり追加請求基準 値を定めます。当月の調達単価が追加請求基準値以上の場合、当 社は、お客さまの各契約種別の料金に電源調整費(追加請求)を 加算します。

変更後

供給区域	追加請求基準値
北海道電力エリア	<u>8</u> 円/kWh
東北電力エリア	9円/kWh
東京電力エリア	9円/kWh
中部電力エリア	<u>9</u> 円/kWh
北陸電力エリア	<u>9</u> 円/kWh
関西電力エリア	<u>8</u> 円/kWh
中国電力エリア	<u>8</u> 円/kWh
四国電力エリア	<u>8</u> 円/kWh
九州電力エリア	<u>8</u> 円/kWh

(中略)

## 3. 電源調整費の算定

(中略)

# 別表 4 容量拠出金相当額

変更前	変更後
	別表5 (契約種別および電気料金等)の3の(6)および同4の(4)の規定にもとづき毎月の電気料金に加算される容量拠出金相当額は、以下のとおり算出されるものとします。 容量拠出金相当額=容量拠出金相当額単価(生差額調整金)×当月の使用電力量なお、容量拠出金相当額は、請求明細上電源調整費に合算されます。  1. 容量拠出金相当額単価当社は、毎月、電力広域的運営推進機関からあらかじめ通知を受けた容量拠出金見込額を、その月に当社がすべての需要家に供給した電力量の合計(kWh)で除して容量拠出金相当額単価を定め、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法によりお客さまに周知します。 容量拠出金相当額単価=容量拠出金見込額÷全需要家への供給電力量合計(kWh)
	2. 差額調整金 各月において電力広域的運営推進機関が実際に当社に請求した容量 拠出金の額と、その月に当社が電気を供給するすべての需要者に請 求した容量拠出金相当額の合計に差額があった場合、当社は、翌月 の容量拠出金相当額単価の算出にあたり、当該差額を容量拠出金見 込額に加算し、又は容量拠出金見込額から減算します。
	3. 適用開始時期

	変更前	変更後
		容量拠出金相当額は、2024年4月検針分の電気料金から適用しま す。
別表 4 契約種別および電気料金等		別表 5 契約種別および電気料金等
	(中略)	(中略)
3 従量電灯		3 従量電灯
	(中略)	(中略)
A 101 (C)		(A) 101 A

(6) 料金

基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本契約で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額及び電源調整費を加減するものとします。

#### 〈燃料費調整額〉

別表 2 (燃料費調整) 1 (1)によって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) イに該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) 1 (1)よって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) ロに該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

## 〈電源調整費〉

・ 別表 3 (電源調整費) の 1 によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2(1)「調達単価が還元基準値未満の場合」に該当す るときは、別表 3 の 3(1)によって算定された電源調整費(還 (6) 料金

基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本契約で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額、電源調整費<u>および容量拠出金相当額</u>を加減するものとします。

### 〈燃料費調整額〉

別表 2 (燃料費調整) 1 (1)によって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) イに該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) 1 (1)よって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) ロに該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

## 〈電源調整費〉

・ 別表 3 (電源調整費) の1によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2(1)「調達単価が還元基準値未満の場合」に該当す るときは、別表 3 の 3(1)によって算定された電源調整費(還 変更前

元)を差し引きます。

- ・ 別表 3 (電源調整費) の1によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2(2)「調達単価が追加請求基準値以上の場合」に該 当するときは、別表 3 の 3 (2)によって算定された電源調整 費(追加請求)を追加請求します。
- イ 基本料金は、以下の算式により算定される金額とします。 ただし、その1月において全く電気を使用しない場合の基本 料金は、半額とします。

基本料金単価×契約電力等

- ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±電源調 整費
- ハ 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した 場合、分割してお客さまに対し請求することができるものと します。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みま すが、これに限られません。

当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するものとします。

変更後

- 元)を差し引きます。
- ・ 別表 3 (電源調整費) の1によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2(2)「調達単価が追加請求基準値以上の場合」に該 当するときは、別表 3 の 3(2)によって算定された電源調整 費(追加請求)を追加請求します。
- イ 基本料金は、以下の算式により算定される金額とします。 ただし、その1月において全く電気を使用しない場合の基本 料金は、半額とします。

基本料金単価×契約電力等

- ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±電源調 整費
- ハ 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに対し請求することができるものとします。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。

当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するものとします。

## 〈容量拠出金相当額〉

- ・ <u>別表 4(容量拠出金相当額)によって算定された容量拠出金</u> 相当額が正数の場合は、当該額を追加請求します。
- ・ <u>別表 4(容量拠出金相当額)によって算定された容量拠出金</u>相当額が負数の場合は、当該額を差し引きます。

4 低圧電力

4 低圧電力

変更前

(中略)

#### (4) 料金

基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本契約で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額および電源調整費を加減するものとします。

#### 〈燃料費調整額〉

別表 2 (燃料費調整) 1 (1) によって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) イに該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) 1 (1) よって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) ロに該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4) によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

### 〈電源調整費〉

- ・ 別表 3 (電源調整費) の 1 によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2 (1)「調達単価が還元基準値未満の場合」に該当す るときは、別表 3 の 3 (1)によって算定された電源調整費(還 元)を差し引きます。
- ・ 別表 3 (電源調整費) の1によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2(2)「調達単価が追加請求基準値以上の場合」に該 当するときは、別表 3 の 3 (2)によって算定された電源調整 費(追加請求)を追加請求します。

変更後

(中略)

#### (4) 料金

基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本契約で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本契約で定めた金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、次のとおり燃料費調整額、電源調整費<u>および容量拠出金相当額</u>を加減するものとします。

#### 〈燃料費調整額〉

別表 2 (燃料費調整) 1 (1)によって算定された平均燃料 価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2) イに該当する場合は、 別表 2 (燃料費調整) 1 (4)によって算定された燃料費調 整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) 1 (1) よって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 1 (2)口に該当する場合は、別表 2 (燃料費調整) 1 (4) によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

## 〈電源調整費〉

- ・ 別表 3 (電源調整費) の 1 によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2(1)「調達単価が還元基準値未満の場合」に該当す るときは、別表 3 の 3(1)によって算定された電源調整費(還 元)を差し引きます。
- ・ 別表 3 (電源調整費) の1によって算定された調達単価が、 別表 3 の 2 (2)「調達単価が追加請求基準値以上の場合」に該 当するときは、別表 3 の 3 (2)によって算定された電源調整 費(追加請求)を追加請求します。

	変更前
イ	基本料金は、以下の算式により算定される金額とします。
	ただし、その1月において全く電気を使用しない場合の基本
	料金は、半額とします。
	基本料金単価×契約電力等
口	電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。
	電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±電源調整

- ハ 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した 場合、分割してお客さまに対し請求することができるものと します。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みま すが、これに限られません。

当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項 目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するも のとします。

イ 基本料金は、以下の算式により算定される金額とします。 ただし、その1月において全く電気を使用しない場合の基本 料金は、半額とします。

変更後

基本料金単価×契約電力等

- ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±電源調整
- ハ 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した 場合、分割してお客さまに対し請求することができるものと します。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みま すが、これに限られません。

当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項 目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するも のとします。

〈容量拠出金相当額〉

- 別表4(容量拠出金相当額)によって算定された容量拠出金 相当額が正数の場合は、当該額を追加請求します。
- 別表4(容量拠出金相当額)によって算定された容量拠出金 相当額が負数の場合は、当該額を差し引きます。

別表 5 解約手数料、解約時の分割支払金の一括支払い (中略)

3 第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)1に基づくお客さまか 3 らの申出により需給契約を終了される場合、契約終了時点で別表 4に 規定される分割支払金が完済されていないときは、お客さまは、残金 を一括で当社に対し支払うものとします。

(以下略:)

別表 6 解約手数料、解約時の分割支払金の一括支払い

(中略)

第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)1に基づくお客さまか らの申出により需給契約を終了される場合、契約終了時点で別表5に 規定される分割支払金が完済されていないときは、お客さまは、残金 を一括で当社に対し支払うものとします。

(以下略)

変更前	変更後
別表 6 小売電気事業における個人情報の共同利用について	別表 7 小売電気事業における個人情報の共同利用について

以上